

発 言 者 ・ 会 議 の て ん 末 ・ 概 要

1 開 会

青木課長

皆様こんにちは。本日は公私ともにお忙しい中ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。ただいまから、令和 5 年度第 6 回久喜市介護保険運営協議会を開催させていただきます。私は本日司会を務めさせていただきます介護保険課長の青木と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

続きまして、秋本会長からごあいさつを賜りたいと存じます。秋本会長よろしくお願いたします。

2 あいさつ

会長《会長挨拶》

青木課長

ありがとうございました。それでは会議に入ります前に、出席委員についてご報告申し上げます。事前に渋谷委員、高田委員につきましては本日欠席のご連絡をいただいております。また、東郷委員が 30 分程度遅れるとのご連絡をいただいております。本日の出席委員ですが、現在 14 名で定数 20 人の過半数に達しておりますことから、本協議会は久喜市介護保険条例第 15 条第 2 項の規定により、成立いたしますことをご報告申し上げます。次に傍聴者数ですが、現在傍聴者はおりません。なお、今回も株式会社ぎょうせいの職員 2 名が参加をしております。どうぞよろしくお願いいたします。

（事務局から資料の過不足や落丁等の確認）

続きまして、会議の公開及び会議録の作成についてご説明させていただきます。久喜市で

は、久喜市審議会等の会議の公開に関する条例に基づき、会議は原則公開とし傍聴することが可能でございます。また、会議録を作成し公開することとなっておりますことから、本会議におきましても、発言者の氏名を含め全文記録方式で会議録の作成を行いたく、録音につきましてご了解をいただきたいと思ひます。これに伴い、発言者の皆様はマイクを使用しての発言にご協力をお願いいたします。

それではこれより本日の議事に移らせていただきます。ここからは、久喜市介護保険条例第15条第1項の規定により、会長が議長となり議事を進めていただきたいと存じます。それでは、秋本会長よろしくお願ひいたします。

3 議 事

(1) 市民意見提出制度（パブリック・コメント）の結果について

議長（秋本会長）

それでは早速始めたいと思ひます。本日の議事は、報告事項が1件、それから答申を含めまして承認が必要な案件が4件でございます。本日も議事が円滑に遂行できますよう、皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。それでは、まず本日の会議の議事録署名委員を指名させていただきますと思ひます。前回に続きまして、名簿の順でお願いしているところでございますが、今回は新井委員さん、それから車塚委員さん、お2人をお願いしたいと思ひます。

それでは本日の議題に移りたいと思ひます。まず、議事（1）でございます。市民意見提出制度、いわゆるパブリックコメントの結果がまとまったということでございますので、事務局から報告をお願いいたします。

事務局（加納補佐）

高齢者福祉課 加納と申します。着座にて失礼します。では資料1をご覧ください。

《資料1に基づき説明》

議長（秋本会長）

ありがとうございました。ただいま、議事（１）について資料１に基づきまして説明がございましたが、ご質問、ご意見のある方は挙手をお願いいたします。はい、どうぞ。

茨木委員

このパブリックコメントについてなのですが、内容を見ると、かぶっている部分があるので、意見を出された方はお１人ということですか。その方が何件も出しているということではないのですか。

議長（秋本会長）

事務局わかりますか。お１人の方が出しているのかどうかということですが。

事務局（加納補佐）

意見件数のところに記載されていますが、１人と１団体ということで、６番目以外は同じ、１つの団体としてのご意見になっています。

議長（秋本会長）

はい、どうぞ。

茨木委員

重ねて言いますと、１番から５番までが１団体でご質問されたということですね。最後はお１人ということでもいいわけですね。了解しました。続いて２つ目お願いしていいですか。

議長（秋本会長）

どうぞ。

茨木委員

市の考え方というところで見えていきますと、文章の最後のところに障がい者福祉部門と連携していくよう努めますという文言が何件かあるのですけれども、この障がい者福祉部門というのは、市の組織としてはどういう位置付けになっているのですか。この福祉課さんとはどのような組織関係になっているのか教えていただきたいです。

議長（秋本会長）

事務局お願いします。

事務局（加納補佐）

こちら障がい者福祉部門というと障がい者福祉課ということで、別の課として存在しておりますので、そちらの担当の部署の方と連携をしていくという形になります。

茨木委員

連携という言葉は非常にわかりやすく、何を連携していくのかとか、そういう具体的な他部署との関わりというのは、常日頃から密接にあるのかというのが1点と、市のお仕事というのは縦割りと聞きますので、お隣さんの課とのつながりというのは非常に難しいように、市民からすると考えているので、連携するということは、言葉では簡単ではあるけれども、非常にそこには難しい部分があるのではないかと、お互いプライドをお持ちでしょうから。

ただ、渦中にいる方は久喜市民であるので、その市民の視点に立って連携をどのようにしていけばいいのかという視点でつなげていただきたいし、現在進行しているのかどうか知りたいです。

議長（秋本会長）

そうしましたら、連携について丁寧に説明していただけますでしょうか。どのように連携しているのか。役所で一般的に「連携」とよく使うのですよね。何々課と何々課の連携を密にしてとか、その一連かと思うのですが、具体的にわかる範囲で結構ですから、どのように連携を

していくのか、努めるのか、一言でいいですから。もし主管の方が難しければ、副部長さんが説明していただければ1回で済むかなと思うのですが、どうでしょうか。

事務局（加納補佐）

通常の業務の中で、例えば、久喜市民の方で障がいの手帳をお持ちですとか、そこでまた高齢者介護保険サービスをご利用になっている方というのは当然いらっしゃいますので、そういった方についての支援をするときに一緒に訪問させていただいたり、サービスの調整の方を組んでいったりということで、現に連携を図りながら対応させていただいているというところがございますので、そういった取り組みの方を引き続きしていきたいと考えております。

議長（秋本会長）

よろしいですか。

茨木委員

最後だけ、連携ということで今ご説明いただいたのですが、サービスを受ける方は、福祉課さんの方なのか障がい者サービス課さんの方か、どちらの方に重きを持ってサービスを受けられているのでしょうか。

議長（秋本会長）

どうぞ。

事務局（加納補佐）

受ける方の年齢ですとか、そのときお持ちになっている障害者手帳だったり介護保険の介護度だったりなどによっても変わってはきますが、65歳を超えている方については原則介護保険を優先したサービス、そこに障がいでは受けられないサービスがある場合には、障がい者福祉のサービスをご利用いただくというような形で、今対応をさせていただいております。

茨木委員

今またひとつ思ったのですけれど、今のご説明というのは、市民の方には周知している内容でしょうか。

事務局（加納補佐）

障がい者福祉のサービスを受けている方が介護保険サービスを使うようになるという、その年齢の状態のときに変わるということは、サービスを使っている方には当然ご説明をされていると思うのですが、一般の方が全部それを知っているかというところはおそらく難しいのではないかと思います。

茨木委員

以上です。

議長（秋本会長）

ありがとうございました。報告事項でございますので、議事（１）につきまして、以上でよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。

3 議 事

（２）久喜市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画（案）について

議長（秋本会長）

次の議事に移りたいと思います。議事の（２）でございます。久喜市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業計画（案）について、事務局の説明をお願いいたします。

事務局（門井主幹）

介護保険課の門井でございます。議事の（２）久喜市高齢者福祉計画・第９期介護保険事業

計画（案）についてご説明いたします。

《資料２－１～２－３に基づき説明》

議長（秋本会長）

はい、ありがとうございました。ただいま、議事（２）につきまして、資料に基づき説明がございました。これにつきまして、ご質問・ご意見のある方は挙手のうえお願いいたします。

はい、どうぞ。

板橋委員

資料２－２の３ページ、５．第９期介護保険料基準額の算定のポイントのところについてですが、久喜では剰余金があったから導入したというような言い方をされたと思うのですが、もしこれがマイナスだった場合はどのようになるのですか。剰余金が全くなかった場合には、どこからそれは借り入れるのでしょうか。

議長（秋本会長）

事務局お願いします。

事務局（門井主幹）

おっしゃるとおり、この剰余金があったことから、今回第９期の保険料基準額の算定の際に、上昇を抑制することができたのですけれども、なかった場合には、介護保険の運営自体がままならない状況となりますことから、そういった場合には、県の方から借り入れて運営するような形になります。また今回、先ほどご説明したとおり、１１億８,０００万円の基金を取り崩して保険料の抑制に充てておりますが、この効果といいますのが基準額を６８１円安くできたという形になりますので、この基金がなかったとすると、月々、基準額の月額ももっと高くなったということでございます。以上でございます。

議長（秋本会長）

よろしいですか。はい、どうぞ、板橋委員さん。

板橋委員

今のお話ですけれど、ということは、なくなった場合には、それぞれの人達に 681 円なり、
またもっと足らなければ何百円か増額するという方向でやるということなのですか。

事務局（門井主幹）

3年ごとに積算する介護保険料としては、そのような仕組みになってございます。

議長（秋本会長）

よろしいですか。

板橋委員

上げるとなるとそれなりの反発も出てくると思うのですけれど、そういう可能性は非常に高い
のですか。それとも、そうなったときには、またそのようにやらざるをえないという感じな
のですか。

事務局（門井主幹）

今回第9期の積算にあたりましては、簡単にご説明させていただきましたが、来年度からの
3年間にかかる介護サービスにかかる費用と、また、被保険者の数、それに伴う要介護認定者
の数、あとは国からの財政調整交付金などの入ってくるお金と、出すお金の計算をしてやって
おります。

第9期につきましてはこの金額で進めさせていただきたいというご説明になるのですけれど
も、次の第10期、これから3年後は、実際のところどれぐらい久喜市として介護保険のサービ
ス料がかかるか、また国の制度改正、介護報酬の改定ですとか介護保険制度がまた変わったり

すると、積算に多少変化が出てくる可能性はあると思うのですが、また3年終わるころに、基金、余剰金がどれくらい残っているかによって、また3年後も、何百円かわかりませんが、上がるという可能性が出てくるかと思います。

議長（秋本会長）

ありがとうございました。他にご質問・ご意見ございますでしょうか。はい、茨木委員さん。

茨木委員

先ほどご説明がありました11億8,000万円の基金というお話なのですが、その基金というのは具体的にどのようなものなのでしょうか。

議長（秋本会長）

事務局、説明をお願いします。

事務局（門井主幹）

基金がどのようなものかということなのですが、被保険者の皆様から介護保険料ということで、年金からの天引きと、場合によっては普通徴収ということで納めていただいた歳入、入ってくるお金があると思うのですが、それと、当然毎月介護保険サービスの施設の方にお支払いしている金額というのがあるのですが、それらを前回3年前に、第8期はこれだけかかるだろうということで積算をしまして、8期の介護保険料を決めさせていただきました。

その後3年間介護保険を運営してきて、コロナ禍もありまして、見込んでいたよりも少なかったと言ってよろしいかと思うのですが、皆様からお預かりした保険料の方に余剰が出る見込みということで、それは介護保険料を下げることに使うのが基本となっておりますので、先ほどポイントというところでお話したのですが、次期計画期間の保険料の抑制

に充てるということで、今まで積み立てていた基金を取り崩して第9期の皆さんの保険料が安くなるように使用するというような形でございます。以上でございます。

議長（秋本会長）

よろしいでしょうか。

茨木委員

1点だけ、初めてその基金の出どころ、どこからお金がその基金に集まってくるのかというご説明をいただいて少しわかったのですけれど、要は市民税ではないのですか。

事務局（門井主幹）

介護保険料の余剰分でございます。思っていたよりも支出が、見込みが少なくなったので、余りが出たということです。

茨木委員

そうしたら、その基金が不足したら、先ほどご説明がありましたように、県の方から借金することで穴埋めをしていくということですね。たまたまこの第8期は借金することはなくできたのだけれど、その3年ごとの改正があるのだけれども、それを考えると本当に綱渡りの的で、基金自体が安定化してないということですよ。その基金が安定化するための施策というのはお考えになっていますか。

3年後の改正で国がまた検討すると、それを待って動くというスタンスで、いつまでもそれでいいのかと。逆に言うと、例えば東京都の扱いなんか、新聞見ているとかなり手厚くサービスしている、特に事業者の方に手当がかなり出ているような新聞記事を読んだことがありますので、もっとやはりその点潤沢にしていかないと、事業所がつぶれてしまうのではないかなと。要するに、介護職員の方がどんどん減ってしまう現状が今あるわけで、そんなことを考えたら、やはりもっと潤沢に幅広く、そういう事業所に手当していかないと、安心してサービス

を受けられなくなる時代が来そうだなというのはちょっと思ったのですけれど、この考えは間違っていますか。

議長（秋本会長）

事務局、簡潔にお願いします。

事務局（門井主幹）

茨木委員さんのご意見、全くそのとおりだと思います。1つは、出るお金を少なくすれば余りは出るわけで、そのあたりのことは計画にも盛り込んでおりまして、介護予防ということで健康寿命の延伸という言葉もございますけれども、皆さんが常日頃から健康に気をつけていただいて、介護を受けるまでの期間を先に延ばしていただくことが支出を減らす要因になりますので、そのあたりも、市の方としては、皆さんの健康寿命を延伸できるような施策を引き続きやっていくということでございます。

議長（秋本会長）

ありがとうございました。他にご質問がなければ、この素案が妥当であるということによろしいでしょうか。そして、この素案が妥当であるということであれば、これを基に答申案をつくりたいと思います。それでよろしいでしょうか、皆さん。特に反対ございませんね。

《委員了承》

ありがとうございます。

4 答 申

議長（秋本会長）

それでは、久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）の答申案につきまして、事務局から配布のうえ説明をお願いいたします。

事務局（門井主幹）

ただいまお配りしております答申案につきましては、これまでの5回の審議をいただいた中で、委員の皆様からいただきましたご意見を踏まえ、案として作成したものでございます。内容のご確認をお願いいたします。

（答申案の配布）

議長（秋本会長）

委員の皆さん、どうでしょうか。黙読していただけましたでしょうか。この答申案は、3年前に比べますと、意見が2つ付いております。前は「妥当である」で終わっていたのですが、今回議論が活発であったということで、1番に周知方法、2番に介護人材の確保、2つ特記事項として協議会としての意見としてこれを付して、市長の方にお渡ししたいと考えております。これでよろしいでしょうか。はい、ありがとうございます。そうしましたら、この答申については、今お手元にあるとおりのこの案で了承を得たということで進めたいと思います。

青木課長

市長が到着いたしましたので、こちらの方に入っていただきます。

議長（秋本会長）

市長がお見えになりましたら、私の方から答申書ということでお渡ししたいと思います。少々お待ちください。

（市長入場）

青木課長

それでは議事の途中ではありますが、ここで次第4の答申に移らせていただきたいと思います。それでは、久喜市介護保険運営協議会を代表して、秋本会長から梅田市長へ答申書の提出をお願いいたします。

議長（秋本会長）

《答申書を読み上げ、市長へ手渡す》

青木課長

ありがとうございました。それでは続きまして、梅田市長からごあいさつを申し上げます。

梅田市長

《市長挨拶》

青木課長

ありがとうございました。誠に恐縮ではございますが、市長はこの後別の公務がございますので、ここで退席させていただきます。

議長（秋本会長）

それでは、引き続き議事を進めていきたいと思っております。議事（３）の地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（佐藤係長）

今日配布させていただきました当日配布資料につきまして、先ほどの議事と関連がございますので、こちらを先に説明させていただきたいのですが、よろしいでしょうか。

議長（秋本会長）

はい。

事務局（佐藤係長）

介護保険課保険料・給付係の佐藤と申します。よろしく申し上げます。

《資料2－4に基づき説明》

議長（秋本会長）

ありがとうございました。ただいまの2月の定例会が間もなく開かれるわけですが、そこに上程予定とされております条例改正の概要について、事務局から説明がありました。報告事項です。これについて、何か聞いておきたいということがございますでしょうか。条例案の概要についてでございます。大変盛りだくさんですから、斜めに見ても相当な時間がかかると思うのですが、よろしいですか。条例の改正についてのご議論はなしということでしょうか。はい、ありがとうございます。それでは先に進めたいと思います。

3 議 事

（3）地域密着型サービス事業所の指定更新について

議長（秋本会長）

それでは、引き続き議事を進めていきたいと思います。議事（3）の地域密着型サービス事業所の指定更新について、事務局からの説明をお願いいたします。

事務局（佐藤係長）

議事（3）地域密着型サービス事業所の指定更新について、ご説明いたします。

《資料3に基づき説明》

議長（秋本会長）

はい、ありがとうございました。ただいま事務局からの説明がございました。3つの施設です。これについてのご質問・ご意見等ある方は、挙手のうえお願いいたします。

茨木委員

はい。

議長（秋本会長）

どうぞ、茨木委員さん。

茨木委員

この事業所に訪問される職員さんは、何名で行かれるのですか。

議長（秋本会長）

事務局、お願いします。

事務局（佐藤係長）

今回の確認にあたりましては、継続、1月末で3事業所とも指定期間が切れますので、書面での確認となっております。

議長（秋本会長）

よろしいですか、茨木さん、それで。

茨木委員

不安ですね、はっきり言って。自分の目で、自分の足で行ってほしいです。期間が足りないからと言って、書面だけで承認する、そういう仕事は普通ないですよ、社会では、企業では。役所さんですからそれが通るのでしょうけれど、ありえないですよ。再考してください。期間を少し延ばすとか、やはりご自身で確認をしなかったら、責任の所在がわからない。上層の方がそれを許可しているのかどうかかわからないですけど、責任問題になってきますよ。そのようにお墨付きを市が認めるとなったら、市長も困るのではないのですか。やはり反省してほしいです。一事が万事になりますよ。企業ではありえないと思います。

議長（秋本会長）

茨木委員さんから企業ではありえないと、なぜ現場へ足を運ばないかという質問がございました。事務局から何か一言ございますでしょうか。お願いします。

事務局（佐藤係長）

指定更新にあたりましては、書面での更新処理をしておりますけれども、事業所の指定期間におきまして、何度か説明させていただいたと思うのですが、社会福祉課に監査係というのがございます、そちらの方でより詳細なチェックを入れて監査を行っているような状況でございます。以上です。

議長（秋本会長）

茨木委員さん、どうでしょうか。

茨木委員

やはり今のご説明は付議というか追加というか、補足をしていただかないと、誤解を招きます。一般的な目で見るとやはりおかしいということになるわけですから、それを今の説明で補うのであれば、やはり補足資料として出していただきたいと思います。以上です。

議長（秋本会長）

茨木委員さんの方から、ご意見でよろしいですね。今後はそういう茨木委員さんのご意見も踏まえたうえで、継続更新に取り組んでいただきたいと思います。

それでは承認事項でございますので、1つ1つ皆様のご承認をいただきたいと思います。まず1つ目の地域密着型通所介護の「わしのみやりハビリデイサービス」の事業所指定更新について、本協議会として承認することよろしいでしょうか。

《委員承認》

ありがとうございます。1件目は承認でございます。

それでは2つ目でございます。「街のお風呂やさん くき」について承認でよろしいでしょうか。

《委員承認》

それでは3つ目の「てまり」の指定更新について、本協議会として承認するということがよろしいでしょうか。

《委員承認》

はい、ありがとうございます。それでは、3件ともを全て承認いたします。議事の3は以上となります。

3 議 事

(4) 令和6年度介護予防支援業務委託契約事業所一覧について

議長（秋本会長）

次の議事に移りたいと思います。議事4の令和6年度介護予防支援業務委託契約事業所一覧について、事務局からの説明をお願いします。

事務局（加納補佐）

《資料4に基づき説明》

議長（秋本会長）

ありがとうございました。ただいま、事務局から説明がございました。これにつきまして、ご質問あるいはご意見等ございましたら、挙手のうえお願いいたします。特にないということでもよろしいでしょうか。

《委員承認》

はい、ありがとうございます。それでは、議事の(4)につきましては、承認したいと思います。

それでは議事4は以上でございます。本日予定されておりました議事はこれで全て終了いたしました。これで議長の職を解かさせていただきます。ご協力ありがとうございました。

5 その他

青木課長

ありがとうございました。続きまして、次第5のその他でございます。事務局からお知らせをさせていただきます。

委員の皆様におかれましては、令和5年4月から6回にわたりまして、慎重なるご審議をいただき、本日、久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画（案）の答申をいただきました。誠にありがとうございました。今後、計画書の製本が終わりましたら、委員の皆様にお配りさせていただきます。また、市ホームページ上でも公表を行ってまいります。

6 閉会

青木課長

それでは、本日予定しておりました議事につきましては、全て終了いたしました。閉会にあたりまして、木伏副会長よりごあいさつをいただきたいと存じます。

木伏副会長

《副会長挨拶》

青木課長

木伏副会長、ありがとうございました。委員の皆様におかれましては、令和3年7月1日の委嘱以降、約2年半の長期間にわたり、久喜市高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画をはじめ、介護保険運営に関する様々なご審議をいただき、誠にありがとうございました。皆様の任期終了までの運営協議会につきましては、本日が最後となる予定でございますが、今後におきましても市政運営に関するご協力並びにご指導ご鞭撻のほど、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、令和5年度第6回久喜市介護保険運営協議会を閉会とさせていただきます。
大変お疲れ様でした。

会議のてん末・概要に相違ないことを証明するためにここに署名する。

令和6年2月16日

議長.....秋本 政信.....

議事録署名人.....新井 克典.....

議事録署名人.....車塚 文彦.....

(注)特に署名等を要しない審議会等については、事務局名を記入する。